

千葉県告示第651号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関として次のとおり指定したので、同法第24条の規定により告示します。

令和5年8月7日

千葉市長 神谷俊一

【訪問看護事業者等】

名称	所在地	指定期間
訪問看護ステーション かなで	千葉市中央区出洲港3-1 ロイヤルステージ本千葉513号	令和5年6月1日から 令和11年5月31日まで
訪問看護ステーションTida 美浜	千葉市美浜区真砂5-10-4 真砂ハイツ102号	令和5年6月1日から 令和11年5月31日まで